

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された2019年奈良県内における政治意識調査に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりである。

奈良県監査委員	斎 藤 信一郎
同	森 田 康 文
同	西 川 均
同	和 田 恵 治

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

略

### 2 請求書の提出日

令和2年1月9日

### 3 請求の要旨

監査請求書及び請求人の陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

#### (1) 措置要求事項

ア 監査委員は、奈良県知事に対して継続中の本件事業の即時中止と本件事業の委託契約金（7,150,000円）の支払中止、有識者に対する謝金及び交通費として支出した金額（315,530円）の返還を求めるよう勧告することを求める。

イ 事業計画は今後において2度目の有権者調査、政治家調査を予定しているようであるが、違法となる今回調査を反省し、再発防止に留意しなければならない。

#### (2) 請求の理由

ア 本件政治意識調査は強制されるものではないが、回答者には「言いたくないことを言わないという消極的自由」が侵害（制限）されたと言うべきで日本国憲法（昭和21年憲法。以下「憲法」という。）第19条の思想及び良心の自由に反するものである。また、プライバシー権は憲法第13条で保障されているから、尊重されなければならない。行政の裁量が一般原則を逸脱する様なことは許されない。

平成24年に大阪市が労働組合員を対象に行った労使関係の調査は憲法上の

権利を侵害するとして違法判決となった。大阪市の事件は回答者である組合員と大阪市との争いであるから、本事案とは性質を異にするところがあるが、基本的な争点は同じである。

イ 事業目的は、「地方政治の活性化」ということになるが調査項目の妥当性は調査目的との関連で判断すべきものと思われる。有識者が集まったのは、令和元年8月2日の1回のみであり、調査項目を有識者が作り上げたものとは理解しにくく、調査項目の設定に県の関与がなかったとするのは不合理で、関与があつて当然である。「調査項目の設定や分析はトップクラスの政治学者に委ねている」との知事の発言は責任転嫁とみられ、無責任ではないか。

ウ 自治体は個人情報を適正に取り扱い確保するため必要な施策を実施する責務を有する立場にありながら、学歴、収入等の個人情報の記入を求めた。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）では「利用の目的をできる限り特定しなければならない。」とし「必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」と定めている。個人情報保護法のガイドラインでは「事業活動に用いる」等は特定していない事例とされ、本件調査項目は必要な範囲を超えて設定されている。回答者は基本的人権である「書きたくない自由」が侵害された。

エ 自分の支持政党やその支持政党をどの程度の熱心さで支持するかや、政治的立場は保守か革新か等の設問は憲法に保障された基本的人権（思想及び良心の自由）が侵害（制限）されたというべきである。

オ 回答者は、強制されていないとはいえ、公権力の威圧を感じ、不本意ながら記入したもので、言いたくないことを言わない自由（沈黙の自由）が侵害された。また、消極的に表現の自由が侵害（制限）されたともいいうべきである。

カ 憲法改正、消費税率10%の賛否や、参議院選で誰に投票したか等は本件の目的から外れた設問である。政治思想に絡むような調査は、地方自治体の行政活動の範囲を超えるもので、裁量権の濫用といいうべきである。

キ 好感度調査は、興味本位といわれるだけでなく、選挙等の政治利用に繋がりかねない恐れもある。

ク 36ある設問の内、13の設問が不適切である。設問のQ3、Q5、Q7、Q8、Q9、Q10-1、Q10-2、Q11-1、Q12-1、Q13、Q14、Q15、Q26、Q26-1、Q31及びQ32については、事業目的との関連性が分かりにくく、乖離があることは否定できない。

ケ 本件調査内容が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものであるかどうか、又は、妥当性に欠けるものであるかどうかを判断するに本事案のような場合は自治体の裁量による部分が大きいことは理解できる。しかし、それを認めてなお、上記を総合的に判断すると奈良県の判断は裁量権の範囲を超え、逸脱したことは明らかであり、行政の原理に反する行政活動と言わざるを得ない。

コ 設問のQ26、Q26-1、Q31及びQ32は、個人情報保護法第16条に違反するものである。特に、政治信条に関する設問は、個人情報保護法でいう「要配慮個人情報」に当たるものであり、基本理念にある慎重な取扱いに悖ると言わなければならない。個人情報保護法ガイドラインでは、「要配慮個人情報」の取得には原則本人の同意を必要としている。また、事業目的として「地方政治の活性化」を挙げているが、個人情報保護法第15条に規定する「利用の目的をできる限り特定しなければならない。」に相当するかについても疑問がある。

サ 憲法第19条は、自分の思想や良心は自らがコントロールできる権利を堅持しているという意味であるから、第三者から勝手に訊ねられることは想定していない。設問で「言いたくない」以外を選択した人は内心の思想を吐露し、第三者に提供したことによって思想の絶対的自由が保障されないものとなった。

本件調査に対する協力は任意ではあるが、奈良県庁と封筒に大書されたアンケートを受け取った県民は何がしかの公権力の圧力のようなものを感じ、アンケートに協力したのが実態ではないか。

シ デモグラフィーに関する質問、誰に投票したかを県の立場で調べることの可否、好感度調査等について、統計分析課から専門的立場での意見が出ているが、全て無視したことが問題を大きくした1つの要因と考える。

#### 4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 2019年奈良県内における政治意識調査ご協力のお願い
- (2) 第1回地方政治研究会 議事録及びタイムフロー

- (3) 投票行動を通じた地方政治研究事業
- (4) 法律による行政の原理の内容の概観
- (5) 大阪市の組合アンケートは違法 大阪地裁判決の新聞記事（産経W E S T）
- (6) 本件に関する報道記事 毎日新聞社説、産経W E S T、N H K 政治マガジン、Yahooニュース
- (7) 本件に関する事業の見直しを求める奈良県議会の決議文
- (8) (株)サーベイリサーチセンターと交わした業務委託契約書
- (9) 第1回地方政治研究会 有識者出席確認書（謝金・旅費明細）
- (10) 個人情報保護法ガイドライン 12頁
- (11) 統計調査実施に係る事前協議について

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和2年2月4日、法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から追加資料の提出及び請求内容の陳述があった。

### 2 監査対象事項

本件住民監査請求については、投票行動を通じた地方政治調査業務委託（以下「本件委託業務」という。）の契約に係る7,150,000円、有識者に対して支出した謝金及び交通費315,530円を、監査対象とした。

### 3 監査対象部局

地域振興部

### 4 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和2年2月12日に説明を聴取するなどした。

監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等は、おむね次のとおりである。

#### (1) 本件業務委託契約の概要

本件業務委託契約の概要は、次のとおりである。

ア 契約日：令和元年8月28日

イ 委託期間：令和元年8月28日から令和2年3月25日まで

ウ 受託事業者：(株)サーベイリサーチセンター大阪事務所

エ 契約額：7,150,000円

オ 具体的な契約内容

(ア) アンケート調査の実施

a 郵送調査の実施

(i) 県内在住の有権者2000人を対象として、選挙人名簿から無作為で抽出する。

(ii) 郵送調査を実施する。

b 調査票の作成、印刷、発送及び回収

(i) 有識者が検討する質問項目をもとに、調査票を作成する。

(ii) 調査対象者には葉書による督促状兼お札状を送付する。

(iii) 調査返信先は、受託者宛とする。

c 有識者との連携

(i) 業務の実施に当たっては、委託者が提示する有識者（大学教員）の監修を受けることとし、監修に要する費用（謝金・旅費等）が発生する場合は受託者の負担とする。

(イ) 調査結果の入力・集計及び報告書の作成

a 調査結果の入力・集計（単純集計及びクロス集計）を行い、集計表を作成すること。

b 県内有権者の特徴等の分析は、有識者が実施するので、その実施結果を盛り込んだ報告書を作成すること。

c 以下の成果品を下記期限までに委託者に提出すること。

(i) 単純集計表 令和元年11月29日（監査対象部局の指示により提出期限を令和元年12月25日まで後日延長）

(ii) クロス集計表 令和元年12月25日

(iii) 報告書 令和2年3月25日

(ウ) 調査票の取扱い

a 業務完了後、可及的速やかに調査対象者名簿等の個人情報（紙、電子データの全て）を破棄し、又は消去し、復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること。

b 業務完了後、回収済みの調査票等は、委託者の指示に従い適正に処分すること。

## (2) 本件業務委託の目的

地方分権が進む中、地方が自らの裁量で行政を進めることができる領域が拡大している一方で、地域差も大きくなっているのが地方分権の現状である。

その地域差が生まれる要因の一つに「地方政治」のあり方が関係しているのではないか、「地方政治」のパフォーマンスを上げると地域の活性化に繋がるのではないか、全国的に見ても非常に悪い状況にある県内市町村の財政の改善にも繋がるのではないかと考えたのが、この事業を始めたきっかけである。

本件アンケート調査は、地方政治を研究する手法の一つとしてアンケート調査を実施し、県民の投票行動、政治意識等を分析することにより、県民の政治意識の所在を明らかにし、奈良県の地方政治への県民意識を理論的に整理することで、今後の地域の活性化に繋がる施策の方向性の確認や体系化に役立つ基礎的なデータとすることを目的としている。

## (3) 本件業務委託の必要性

これまで、制度面ではなく意識面からアプローチしたような、地方政治に関するアカデミックな調査・研究事例がほとんどない。

少なくとも奈良県に関してこのような研究事例がない中で、地方政治を研究する手法の一つとしてアンケート調査を実施し、県民の投票行動、政治意識等を分析することで、県民の政治意識の所在を明らかにし、奈良県の地方政治への県民意識を理論的に整理することで、今後の地域の活性化に繋がる施策の方向性の確認や県政をより良くするための研究の基礎資料として必要と考えている。

## (4) 本件業務委託をすることの妥当性

本件業務委託は県内在住の有権者の特徴を導き出す調査であり、有権者の深層心理を引き出す工夫、回答率を高める方策等、統計学の知識が必要な専門性の高い業務である。

したがって、調査の実施に当たって、県が直接実施するのではなく、統計調査について専門知識を有する者に委託することが妥当である。

なお、本件業務委託契約では、プロポーザル方式による業者選定を実施しており、投票行動を通じた地方政治調査業務委託事業者募集要項の3. 参加資格の(1 4)において、「統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士のいずれかの資格を有する者が本件業務を担当すること」とし、統計調査士等の資格を持っていることを参加資格の条件としている。

また、同募集要項の5. 委託事業者の選定(1)業務提案書等の評価における「評価項目及び配点」において、「評価項目」に「業務遂行能力」を設け、「本件

調査目的に鑑み、有権者の真意を引き出す工夫について、具体的かつ有効な提案はされているか」及び「回答率を高めるための具体的かつ有効な提案はされているか」の2点について審査項目を設定している。

#### (5) 監査対象事項に関する請求人の主張に対する監査対象部局の説明

ア 知事のことを支持しない人はアンケートを敬遠し、支持する人は協力するという傾向であるとすると、調査結果は公平公正なものとはいえず、結果を行政に反映するには問題があるという主張、また、無効となる事業活動は税金の無駄使いであり法第2条第14項に反するという主張に対する監査対象部局の説明

「知事のことを支持しない人はアンケートを敬遠し、支持する人は協力するという傾向である」という主張については、その裏付けとなるものが示されておらず、根拠が不明である。

なお、本件アンケート調査の結果は、特定の行政施策に具体に直接利用することは考えておらず、県政をより良くするための基礎資料として広く活用していくものであって、大変意義のある県民の共有財産となると認識している。

また、本件アンケート調査は無効となる事業活動であると請求人が主張する根拠は不明である。本件アンケート調査は有効性には問題がなく、法第2条第14項に反するものではない。

イ 「調査項目の設定や分析は、トップクラスの政治学者に委ねている」から問題はないという知事の発言について、有識者が集まつたのは、令和元年8月2日の1回のみであり、調査項目を有識者が作り上げたものとは理解しにくく、また、調査項目の設定には県の関与があつて当然であるという主張に対する監査対象部局の説明

令和元年8月2日に開催された地方政治研究会では、知事、両副知事、総務部長、地域振興部長、地域振興部次長及び市町村振興課長らと有識者6名が出席し、有識者から、調査の全体像とともに、アンケート調査の概要について説明を受けた。調査項目の設定は、同研究会後、有識者側において検討の上、進められたものである。調査項目の設定には、専門的知識が必要であることから、これらの有識者にお願いしたのであり、県は、有識者からの要望を受けて情報提供はしているが、調査項目の設定には関与していない。

ウ 本件調査は強制されるものではないが、回答者は「言いたくないことは言わない」という消極的自由」が侵害（制限）されたというべきで、憲法第19条の

「思想及び良心の自由」に反するという主張、また、プライバシー権は憲法第13条で保障されているから尊重されなければならないという主張に対する監査対象部局の説明

アンケート調査票の表紙に「ご協力のお願い」と明記している。また、表紙裏の「よくあるご質問と回答」において、「どうしてもご回答いただけない質問については「言いたくない」をご回答の上、次の質問へとお進みください。

「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次へとお進みください」と記載しており、アンケート自体、回答は任意であることを説明しており、「言いたくないことは言わないという消極的自由」は侵害されていない。

#### エ アンケート調査の質問項目に係る(ア)から(カ)の主張に対する監査対象部局の説明

- (ア) 個人情報保護法第15条では、「利用の目的をできる限り特定しなければならない」と定めているが、本件アンケート調査の質問項目は、必要な範囲を超えて設定されている（学歴、収入等）。また、回答者は、基本的人権である「書きたくない自由」を侵害された。
- (イ) 自分の支持政党やその支持政党をどの程度の熱心さで支持するか、政治的立場は保守か革新か等の設問は憲法に保障された基本的人権（思想・信条の自由）が侵害（制限）されたというべきである。
- (ウ) 回答者は、強制されていないとはいえ、公権力の威圧を感じ不本意ながら記入したもので、言いたくないことを言わない自由（沈黙の自由）が侵害された。また、消極的に表現の自由が侵害（制限）されたともいうべきである。
- (エ) 憲法改正、消費税率10%の賛否や、参議院選で誰に投票したか等は本件アンケート調査の目的から外れた設問である。政治思想に絡むような調査は、地方自治体の行政活動の範囲を超えるもので、裁量権の濫用というべきである。
- (オ) 好感度調査は興味本位といわれるだけでなく、選挙等の政治利用に繋がりかねない恐れもある。
- (カ) 設問36のうち、13の設問が不適切である。設問と「地方政治の活性化」という事業目的との関連性が分かりにくく、乖離があることは否定できない。
- (ア)、(エ)、(オ)及び(カ)の主張について、質問項目の設定や分析については、高度な専門性を持った政治学者の方々にお願いしており、それぞれの質問項目同士を関連付けて分析することにより、分析結果が有意義なものとなるよう設計されている。

本件アンケート調査は、いくつかの無関係に見える質問を組み合わせることによって、有権者の意見のパターンや認知の枠組みを発見するという手法を用いた調査であり、1つ1つの質問自体のみならず、質問項目が相互に関連して全体を構成しているという説明を政治学者から受けている。

よって、質問項目は目的を達成するために設定されたものであって、必要な範囲を超えてはおらず、裁量権の濫用に繋がるものでもない。

(ア)及び(イ)の主張について、アンケート調査の表紙には、「ご協力のお願い」と明記している。また、表紙裏の「よくあるご質問と回答」において、「どうしてもご回答いただけない質問については「言いたくない」をご回答の上、次の質問へとお進みください。「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次へとお進みください」と記載しており、アンケート自体、回答は任意であることを説明しており、基本的人権を侵害していない。

(ウ)の主張について、「公権力の威圧を感じ不本意ながら記入した」という主張は根拠のない主張である。

オ 本件委託事業の実施について、奈良県の判断は、裁量権の範囲を超え逸脱したことは明らかであり、行政の原理に反する行政活動といわざるを得ないという主張に対する監査対象部局の説明

本件アンケート調査は、「地方分権が進むなか、地方が自らの裁量で行政を進めることができる領域が拡大している一方で、地域差も大きくなっているのが地方分権の現状と認識している。その地域差が生まれる要因の一つに「地方政治」のあり方が関係しているのではないか、「地方政治」のパフォーマンスを上げると地域の活性化に繋がるのではないか、全国的に見ても非常に悪い状況にある県内市町村の財政の改善にも繋がるのではないかと考え、地方政治研究を深めたい」という目的で実施したものである。

奈良県の地方政治への県民意識を理論的に整理し、地方政治の活性化に繋げるための基礎調査であり、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自立的かつ総合的に実施する役割を広く担っており（法第1条の2）、そのための調査の実施やその支援についても、県の業務に含まれるものと考えられる。よって「行政の原理に反する行政活動」という請求人の主張は当たらない。

カ 個人情報保護法に係る(ア)から(カ)の主張に対する監査対象部局の説明

(ア) Q26、Q26-1、Q31及びQ32の質問事項は、個人情報保護法第16条に違反する設問である。

- (イ) 特に、政治信条に係る質問事項は、個人情報保護法でいう「要配慮個人情報」に当たるものであり、基本理念にある慎重な取り扱いに悖ると言わなければならぬ。個人情報保護法ガイドラインでは、「要配慮個人情報」の取得には原則本人の同意を必要としており、「要配慮個人情報」の配慮を欠いた設問である。
- (ウ) 事業目的として「地方政治の活性化」を挙げているが、個人情報保護法第15条に規定する「利用の目的をできる限り特定しなければならない。」に相当するかについても疑問がある。
- (ア) の主張について、本件アンケート調査のアンケート調査票は無記名であり、返信用封筒にも返信者氏名の記入を求めておらず、さらに、アンケート調査票や返信用封筒への符番など個人を特定するようなことは一切していない。このように誰が回答したのか分からぬ形で実施したものであり、思想及び良心の自由、投票の秘密ほか、基本的人権を侵害してはいない。このように特定の個人を特定できるものではないため、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報には該当しない。なお、奈良県の投票率の向上をはじめとした奈良県の地方政治の活性化に繋げ、奈良県の地方政治を良くするという目的の下に行つたアンケート調査であり、その回答は、この目的を達成するための集計、分析以外に利活用することはない。
- (イ) の主張について、本件アンケート調査への回答は、任意で協力いただいた本人から回答をいただいたものである。
- (ウ) の主張について、アンケート調査票の最初に「この調査は、奈良県の有権者の投票行動や政治意識等を把握、分析し、奈良県域における特性を明らかにし、奈良県の投票率の向上をはじめとした奈良県の地方政治の活性化につなげるために実施するものです。」と記載し、この調査の趣旨を明確に分かるよう説明している。

キ 憲法第19条は、自分の思想や良心は自らがコントロールできる権利を堅持しているという意味であり、設問で「言いたくない」以外を選択した人は内心の思想を吐露し、第三者に提供したことによって思想の絶対的自由が保障されないものとなったという主張に対する監査対象部局の説明

アンケート調査票の表紙には「ご協力のお願い」と明記している。また、表紙裏の「よくあるご質問と回答」において、「どうしてもご回答いただけない質問については「言いたくない」をご回答の上、次の質問へとお進みください。「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次へとお進みください」と記載しており、アンケート自体、回答は任意であることを説明して

いる。

また、アンケート調査票は無記名であり、返信用封筒にも返信者氏名の記入を求めておらず、さらに、アンケート調査票や返信用封筒への符番など個人を特定するようなことは一切していない。このように誰が回答したのか分からぬ形で実施したものであり、思想及び良心の自由を侵害はしていない。圧力のようなものを感じたというのは、請求人の憶測に過ぎず、現に本調査の回答率は47.5%であり、回答を拒否した者もいる。

ク デモグラフィーに関する質問、誰に投票したかを県の立場で調べることの可否、好感度調査等について、統計分析課から専門的立場での意見が出ているが、全て無視したことが問題を大きくした1つの要因と考えるという主張に対する監査対象部局の説明

請求人が主張している「問題を大きくした」の意味が不明であるが、本件アンケート調査については、上記で主張しているとおり、違法性はないと考えている。

なお、統計分析課からの回答文書のうち、「4. そもそも、県の立場で、誰に投票したのかを調べてもよいのでしょうか。また、無作為抽出で回答者を選びますので、万が一、県会議員の関係者に調査票が届いて質問がきた場合に、対応できるようにしておいてください」の部分は、令和2年1月24日付で、「4. 誰に投票したのかを聞くと、調査票を受け取った人の中には気にする人もいると思われますので、事前に対応を考えておいてください。また、無作為抽出で回答者を選びますので、万が一、県会議員の関係者に調査票が届いて質問がきた場合に、対応できるようにしておいてください」と修正されている。

もっとも、修正前の意見を前提として、誰に投票したかを県の立場で調べることの可否については、アンケートの回答は任意であり、個人の特定に繋がらない仕組みとしているので、憲法上の権利侵害などの問題はないと考え、また、デモグラフィーに関する質問、好感度調査に関しても、有識者が作成したものであるため、実施に支障はないものと考えて、当初案どおり実施した。

### 第3 監査結果

法第242条第8項の規定により、住民監査請求に基づく監査及び勧告の決定は監査委員の合議によるものとするとされている。

監査委員は、本件住民監査請求を受理してから、監査を実施して、協議を重ねてきたが、「請求に理由がない」とする3名の監査委員の意見と「請求に理由がある」とする

1名の監査委員の意見に分かれ、意見の一致をみることができず合議が整わなかった。なお、参考として監査委員の見解を以下に記載する。

## 1 請求には理由がないとする監査委員の見解

### (1) 請求人が、本件アンケート調査の実施が調査対象者への基本的人権の侵害に当たる旨主張していることについて

地方自治体の業務の実施に当たり、事業の目的に対してどのような手段をとるかということについては、地方自治体は適切な手段となるように可能な限り努力を払う必要がある。本件アンケート調査の質問項目の設定については、いくつかの無関係に見える質問を組み合わせることによって、有権者の意見のパターンや認知の枠組みを発見するという手法を用いており、県として事業の目的に対して適切な手段を採用しているといえると認められる。

また、監査対象部局は、本件アンケート調査では、表紙裏の「よくあるご質問と回答」において、「どうしてもご回答いただけない質問については「言いたくない」とご回答のうえ、次の質問へとお進みください。「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次の質問へとお進みください。」と記載し、回答は任意であると説明しており、アンケートの回収方法については、アンケート調査票は無記名とし、返信用封筒にも返信者氏名の記入を求めておらず、さらに、アンケート調査票や返信用封筒への符番はせず、個人を特定できない形でアンケートを実施していると説明している。

県が例年実施している「県民アンケート調査」と比較すると、「県民アンケート調査」では、回答は任意であることを前提とし、無記名として実施しているが、本件アンケート調査のように、回答に「言いたくない」の選択肢を設けておらず、「「言いたくない」ともご回答できない場合は、何も記入せず、次へとお進みください」等の回答手順の説明をしていない。また、本件アンケート調査の回答率は47.5%であり、「県民アンケート調査」の回答率は令和元年度で45.7%、平成30年度で50.5%という数値であるため、本件アンケート調査の回答率は特異な数値であるとは認められない。さらに、本件アンケート調査において使用された「2019年奈良県内における政治意識調査ご協力のお願いとお知らせ」という葉書の内容は、「県民アンケート調査」で使用されている「県民アンケート調査へのご協力のお礼とお願い」という葉書の内容とほぼ同様であり、特段断りにくい客観的状況を作り出しているとは認められない。

また、選挙人名簿に係る個人情報については「業務完了後、可及的速やかに調査対象者名簿等の個人情報（紙、電子データのすべて）を破棄し、又は消去し、復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること。」、また、回収

済みの調査票の取扱いについては「業務完了後、回収済みの調査票等は、委託者の指示に従い適正に処分すること。」と本件委託業務の委託契約の仕様書の中で明記してある。

上記の監査対象部局の説明、「県民アンケート調査」との比較等を踏まえると、本件アンケート調査に当たっては、調査対象者の思想及び良心の自由等を侵害することにならないよう相応の配慮をして、調査対象者に回答を強制しないような回答の選択肢の設定、回答手順の説明等を行い、回答した個人を特定できないようなアンケート調査票の回収方法を採用していると認められることから、請求人が主張する本件アンケート調査の実施が調査対象者の思想及び良心の自由等を侵しているというおそれは、看過できないほど大きいとはいえないと認められる。

- (2) 請求人が、Q26等の質問事項は、個人情報保護法第16条に違反する設問であり、特に政治信条に係る質問事項は個人情報保護法でいう「要配慮個人情報」に当たるものである旨主張していることについて

本件アンケート調査において、監査対象部局は「本件調査のアンケート調査票は無記名であり、返信用封筒にも返信者氏名の記入を求めておらず、さらに、アンケート調査票や返信用封筒への符番など個人を特定するようなことは一切していない。このように誰が回答したのか分からない形で実施したもの」と説明していることから、Q26等の質問事項に係る回答の情報は、個人を特定できるものとは認められず、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報には該当しない。

したがって、Q26等の質問事項に係る回答の情報は、請求人が主張している「要配慮個人情報」にも該当しない。

### (3) 結論

したがって、請求人の主張には理由がないと判断する。

## 2 請求には理由があるとする監査委員の見解

- (1) 請求人が、本件アンケート調査の実施が調査対象者への基本的人権の侵害に当たる旨主張していることについて

本件アンケート調査について、「本県の投票率の向上と地方政治の活性化」という事業目的の設定については問題がないと認められる。

しかし、本件アンケート調査の内容には、憲法に規定されている「投票の秘密」に当たる質問項目が一部あり、設問自体が基本的人権の侵害に当たると認められる。本件アンケート調査の質問項目の内容について、監査対象部局は、有識

者に設定を依頼していると説明しているが、奈良県として本件アンケート調査を実施した以上、奈良県が責任を負う必要がある。そして、本件アンケート調査を配布し、回答を求める行為は、奈良県の信用や信頼に良くない影響を及ぼすものである。

また、監査対象部局は、本件アンケート調査の回答は任意であり強制はしていないと説明しているが、調査に対して自発的に回答する者もいれば、他方で、奈良県が実施している調査だからという理由で奈良県を信用して回答したり、「おかしい」と複雑な思いをしながら回答したりする者もいる。県民の全てが、憲法に規定されている「投票の秘密」を日常的に意識していることはなく、質問されても基本的人権に関連したものとは考えないと推測される。

憲法では、基本的人権が尊重されている。その基本的人権の内容である「投票の秘密」に関することを調査対象者に質問し回答を求めるることは、いかなる手段であっても許されない。本件アンケート調査は、上記のような内容を含んだものであるため、県が実施することは妥当ではない。

## (2) 結論

したがって、請求人の主張には理由があると判断する。